

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム アザレア運営規程

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人玉野福祉会が運営する 指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム アザレア（以下、「施設」という。）の運営及び入所に関する必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(施設の名称等)

- 第2条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホーム アザレア
- (2) 所在地 岡山県玉野市玉原二丁目24番40号

(入所定員)

- 第3条 施設の入所定員は80名とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数は、併設指定短期入所生活介護の従業者とあわせて次のとおりとする。

(1) 施設長(管理者) 1名

施設の業務を統括し、従業者に必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 必要数

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施、苦情の受付及び解決に関する業務に従事する。

(4) 介護職員・看護職員 29名以上

うち、看護職員は3名以上

介護職員は、入所者の日常生活の介護、指導、相談及び援助業務に従事する。

看護職員は、入所者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生の業務に従事する。

(5) 介護支援専門員 1名以上

施設サービス計画書の作成等を行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導に従事する。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第5条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護福祉施設サービス提供の開始について入所申込者の同意を得ることとする。

(入退所)

第6条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サ

ービスを提供する。

- 2 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的に検討する。
- 3 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 4 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（提供拒否の禁止）

第7条 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第8条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

- 第9条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(利用料等の受領)

第11条 施設が法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて、施設サービス費用基準額から指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 3 施設は、前2項の支払を受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 12 条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行う。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第 13 条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ることとする。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。

6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護)

第14条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行う。

3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。

5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための整備する。

6 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第15条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

2 施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。

(健康管理)

第16条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

(相談及び援助)

第17条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第18条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- 2 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- 3 施設は入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第19条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 3 事業所は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

(勤務体制の確保等)

第20条 施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 施設は、当該施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。その際、当該施設は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ

る。

- 6 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 7 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（定員の遵守）

第21条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（衛生管理等）

第22条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - 一 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（協力医療機関等）

第23条 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす医療機関にあっては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては指定都市又は中核市の市長）に届け出ます。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

（秘密保持等）

- 第24条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得る。

（苦情処理）

- 第25条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口

を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（緊急時等の対応）

- 第26条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応することとします。
- 2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行います。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第27条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 三 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。
- 4 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 5 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - 一 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 当該施設における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際の手続き）

- 第28条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施する。

(非常災害対策)

第 29 条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(地域との連携等)

第 30 条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(入所者に関する市町村への通知)

第 31 条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第 32 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(広告)

第 33 条 施設は、当該施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第34条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(会計の区分)

第35条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第36条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 一 施設サービス計画
 - 二 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 市町村への通知に係る記録
 - 五 苦情の内容等の記録
 - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護福祉施設サービスの利用にあたっての留意事項)

第37条 当該施設の利用にあたっての留意事項は、以下のとおりとする。

- 一 食事は衛生管理上、事業所の提供する食事を摂取し、持ち込みは禁止とする。
- 二 面会時間は、午前9時00分から午後8時00分とする。
面会者は、面会の都度、所定の様式で従業者へ届け出る。
- 三 外出及び外泊については、その予定する日の前日までに所定の様式で従業者へ届け出る。
- 四 設備及び備品の利用は、本来の使用方法に従って利用する。
- 五 施設内喫煙スペース以外での喫煙は、禁止する。

- 六 所持品等の持込みは、記名の上、必要最小限とする。使い慣れた車椅子や歩行補助器等の持込みは、利用者の心身の状況等に応じ許可する。
- 七 金銭及び貴重品の管理は、原則、自己管理とし、多額及び高価な金品は所持しない。
- 八 ペットの持込みは衛生管理上、禁止する。
- 九 他入所者への営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動は、禁止する。
- 十 他入所者への迷惑行為は、禁止する。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第38条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人玉野福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月 7日から施行し、従前の特別養護老人ホームフェニックス指定介護老人福祉施設運営規程（平成12年4月1日）は廃止する
- 2 令和 1年 5月16日より、一部改正。
- 3 令和 2年 5月14日より、一部改正。
- 4 令和 2年10月27日より、一部改正。
- 5 令和 3年10月27日より、一部改正。
- 6 令和 4年10月31日より、一部改正。
- 7 令和 6年11月 1日より、一部改正。
- 8 令和 7年 4月 1日より、一部改正